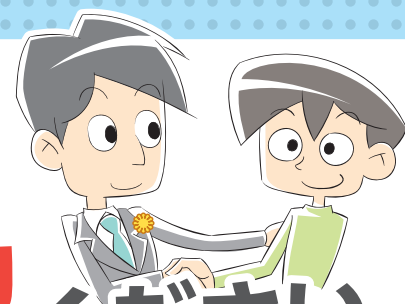


# 弁護士費用が無料に!?



# あなたの保険をご確認ください



## 自動車保険・火災保険の内容をご確認ください!!

※被害者が歩行者・自転車・原付など、自動車以外の事故でも使用できる場合があります。  
※事故当時の契約内容をご確認ください。

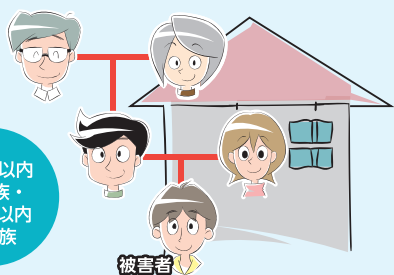


✓ 下記のような場合でも弁護士費用特約は適用されます

自分名義の保険には  
弁護士費用特約がついていなかった…

**同居の家族**  
同居しているご家族であれば、ご家族の保険も使用できます。おばあちゃん、おじいちゃん、従兄弟(従姉妹)でも使用できます。

6親等以内の血族・3親等以内の姻族



**使用可能**

同居のご家族の保険もご確認いただけましたか?

事故時に同居している  
家族がいなかった…

**別居の家族**  
別居のご両親の保険が使用できます。  
※ただし、ご本人が未婚の場合に限ります。

別居のご両親



**使用可能**

別居のご両親の保険もご確認いただけましたか?

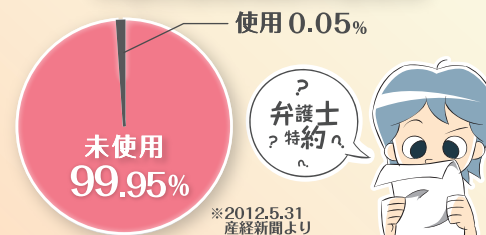
使わないと損をする!!

弁護士費用特約とは…

交通事故の被害者が、加害者やその保険会社に対する損害賠償請求(示談交渉・訴訟等)を弁護士に依頼した場合に、必要となる弁護士費用を加入している保険会社が負担する、という大変優れた特約です。保険料は年間1,500円程度ですが、300万円までの限度額を設けていることが多いようです。

また、ノーカウント事故のため特約を使用しても等級が下がったり保険料が上がることはありません。

弁護士費用特約の使用率



約1,430万件の契約件数にもかかわらず、弁護士費用特約を使用している方は約8,200件!!

この特約の使用率は0.05%と非常に低く、ご自分の保険に付いていることに気付かない方や、ご自分の保険を使うことに抵抗のある方が数多くいらっしゃいます。

しかし、弁護士費用特約を使用したとしても、ご本人にとってデメリットは一切ございません。

## 弁護士費用特約 費用を気にせず、安心して弁護士に依頼できます。を、ぜひご利用ください!!

